

寒川町社会福祉協議会 SNS 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、寒川町社会福祉協議会（以下「本会」という）が SNS（以下「公式 SNS」という）を町民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会は、業務、取組、行事、案内などの情報を発信することにより、町民や事業者、関係団体などに本会への理解を深めていただくとともに、利便性を高めることを目的とする。また、公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行わない。意見・問い合わせについては、本会公式ホームページにおいて受け付ける。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 用語説明

(1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。

(2) アカウント

各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう

(3) フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう。

(4) リツイート

他のユーザーのツイートを引用して投稿を行うことをいう。

(5) いいね

投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿とつながるための方法をいう。

2 ツイッター

インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定の利用者に公開できる SNS をいう。

3 ライン

インターネット上でラインアプリを使い、簡単なメッセージ（文章や写真）をやりとりができるコミュニケーションツールをいう。

(運用の管理)

第4条 公式 SNS の運用主体は本会とし、アカウントの運用管理責任者は本会事務局長が行う。また、情報の作成、発信、更新等の管理についてはその情報を取り扱う本会職員が行う。

2 アカウントは次のとおりとする。

(1) ツイッター アカウント名；寒川町社会福祉協議会 (<https://twitter.com/samukawashakyo>)

(2) ツイッター アカウント名；寒川町社協ボランティアセンター (https://twitter.com/samu_volunteer)

(3) ライン アカウント名；寒川町社協ボランティアセンター (<https://lin.ee/KCXJm0m9>)

(アカウント運用の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式SNSの各アカウント名を本会社協のホームページ上に明示する。

(掲載内容)

第7条 公式SNSでは、次の情報を発信することとする。

- (1) 本会の事業（施設情報・イベント情報含む）に関する情報
- (2) 本会ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (3) 本会の利用者や協力者、関係団体との信頼関係や相互理解を深めるための情報
- (4) 災害時に立ち上げる災害ボランティアセンターの活動に関する更新情報等。
- (5) その他、福祉に関する情報で、町民や関係団体等に有益な情報

(リツイート、フォロー等の制限)

第8条 リツイートやフォローは原則行わない。また、「いいね」機能は使用しない。ただし、国や神奈川県、寒川町、他の市町村社会福祉協議会、地域の関係機関、団体等が発信する情報については、運用管理責任者の判断により、必要に応じてリツイートやフォロー等を行う。ただし、災害の発生時など、平時と異なる対応が必要とされる場合は、その発信する関連情報について、必要に応じてフォロー等を行う。

2 本会へのご意見・ご質問は、メール、電話、FAX等にて受け付ける。

(コメント等の削除)

第9条 本会は、投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの。
- (3) 本会又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの。
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの。
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに噂（それらを助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム。
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本会が不適切であると判断したもの。

(著作権)

第 10 条 当アカウントページに掲載している個々の情報(文章、画像等)に関する著作権は本会に帰属する。

2 当アカウントページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、及び当アカウントページ上で共有機能を使用するなど転載の対象となる投稿内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することを禁ずる

(免責)

第 11 条 本会は、利用者により投稿された公式 SNS に対する「コメント」等について、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本会は一切責任を負わないものとする。

2 本会アカウントページでの情報発信は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。

3 本会は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本会の故意または重大な過失によるものでない限り、本会は一切責任を負わないものとする。

4 当アカウントページの内容は予告なく変更、また予告なく運用方針の変更や運用方針の見直しまたは中止をする場合がある。

付則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する